

IBM Community Japan メンバー規約

日本アイ・ビー・エム株式会社（以下、「当社」といいます。）は、IBM Community Japan（以下、「ICJ」といいます。）を運営するために、IBM Community Japan メンバー規約（以下、「本規約」といいます。）を定めます。ICJ へのメンバー登録を行い当社が承認することにより、ICJ のメンバー（以下、「メンバー」といいます。）となります。

第1条（目的）

ICJ は、「未来を創るテクノロジーで豊かな社会を実現すること」を目的とします。

第2条（メンバー資格）

メンバーは、当社のお客様もしくはビジネス・パートナー様に所属する社員、および本規約第1条の目的に賛同するデベロッパー、有識者、教育関係者等のステークホルダーで、当社が定める所定の手続によりメンバー登録を行い、当社が承認した個人とします。メンバー登録の手続により入会を申請する場合は、申請者は本規約の各条件に同意したものとみなします。

第3条（会費）

入会金および年会費は無料とします。但し、一部の ICJ イベントやプログラムは、当社が定めるところにより、有料となる場合があります。

第4条（運営）

ICJ の運営および管理は当社がいたします。また、トピックスや地域ブロック毎に、当社が指定するメンバーに運営についての助言や支援を求めることがあります。

第5条（活動内容）

メンバーは、本規約第1条の目的に沿った各種の研鑽活動を行います。個別のイベントやプログラム、当社が提供する情報の内容については当社で決定し、随時、ICJ のウェブサイトに掲載、または電子メール等で案内します。また、メンバーが主体的にイベントやプログラムに参加する場合は、ICJ の目的に則り、本規約を遵守するものとし、かかるイベントやプログラムの内容を検討するにあたり、所定の手続で事前に当社の承認を取得するものとします。

第6条（メンバー登録）

- (1) ICJ へのメンバー登録申し込みは、当社が指定するホームページから行うものとします。その際、申込者は正確かつ最新の情報を登録するものとします。必要となる情報が欠落している場合は、入会手続をすることはできません。また、申込者は、本規約の各条件に同意したものとします。
- (2) 当社は登録内容を確認し、承認することにより、メンバーアカウント（以下、「メンバーアカウント」といいます。）が作成され、メンバー登録が完了するものとします。この時から、メンバーは本規約の各条件に拘束されるものとします。
- (3) メンバーが当社に提供した情報（個人情報を含む）は、ICJ の運営に必要であると考えられる範囲内において、プロフィールとして公開することも含め、他のメンバーに開示いたします。
- (4) メンバーは、メンバー情報を編集または削除することができます。
- (5) ICJ のウェブサイトへの投稿は、表示名またはプロフィールへのリンク付きの名前で公開されます。
- (6) 登録しているメンバー情報に変更が生じた場合は、メンバーは速やかに当社に連絡するものとします。

第7条（メンバー資格の喪失）

下記のいずれかに該当する場合は、当社の判断によりメンバーの資格を取り消す場合があります。

- (1) 登録した内容に虚偽があった場合
- (2) 本規約第9条（メンバーの表明かつ保証）違反があった場合
- (3) 登録の電子メールアドレスにより6ヶ月以上連絡が取れなくなった場合
- (4) 当社の取引禁止者である場合またはなった場合
- (5) その他、メンバーとして不適切であると認めるに相当の事由がある場合

第8条（退会）

ICJ を退会する場合には、当社が定める所定の方法にて届け出るものとします。退会の届出後にメンバーアカウントおよびウェブサイトへの投稿コンテンツが削除されます。また、当社は、適用される法令によって義務付けられる場合には、メンバー情報およびウェブサイトへの投稿コンテンツ、またはその一部を保持することができるものとします。

第9条（メンバーの表明かつ保証）

メンバーは、以下の事項につき表明かつ保証いたします。

- (1) ICJ の活動において、自己のまたは所属する企業や団体の営業活動、営利を目的とした利用またはその準備を目的とした利用をしないこと。

- (2) メンバーアカウントを第三者に譲渡、再販、貸与、使用の許諾、またはその他の方法により第三者に利用させないこと。
- (3) 反社会的勢力に該当せず、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
なお、反社会的勢力とは、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下「暴力団員等」と総称します。）及び次の各号のいずれかに該当する者を総称していいます。(イ) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること、(ロ) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること、(ハ) 自ら又は第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること、(ニ) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること、(ホ) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
- (4) ICJ のウェブサイトで提供される当社のコンテンツを使用して、同じまたは類似の機能を提供するソフトウェアまたはサービスを開発しないこと。
- (5) 本規約および別途機密保持契約がある場合はその契約に基づき、機密情報を保護し、第三者に開示しないこと。

第10条（メンバー情報の取り扱い） 利用目的

- (1) 当社は、メンバーから収集する個人情報を含む情報を、ICJ の運営および管理に必要な範囲およびICJ の活動に付随する活動で利用することができるものとします。
- (2) ICJ における個人情報の取り扱いについては、当社プライバシー・ステートメントに準じます。[\(https://www.ibm.com/privacy/jp/ja/\)](https://www.ibm.com/privacy/jp/ja/)

第11条（ウェブサイトの利用条件）

- (1) ICJ のウェブサイトの利用については、当社ウェブサイトの利用条件に準じます。
 [\(https://www.ibm.com/jp-ja/legal?lnk=flg-tous-jpja\)](https://www.ibm.com/jp-ja/legal?lnk=flg-tous-jpja)
- (2) 当社は、メンバーが提供するウェブサイトへの投稿コンテンツおよびメンバー情報以外の情報で、メンバーによるICJ の利用を可能にするために当社が必要とする情報または当社が cookie およびウェブビーコンなどのトラッキング技術を用いて収集するメンバーのICJ ウェブサイトの使用に関する情報を製品の機能を利用可能にするため、利用管理のため、利用体験のパーソナライズのため、その他ICJ ウェブサイトの利用の支援・改善のため、アカウント・データを処理、保管および使用できるものとします。

第12条（成果物の権利）

ICJの共同研究活動を通じて創作または開発される論文、各種発表資料、プログラムおよびその他の成果物に関する著作権（著作権法第27条および第28条に定める権利を含みます。以下、本条および本規約第13条において同じ。）は、研究活動ごとに別途定めのある場合を除き、当社に帰属するものとします。但し、メンバーが従来から保有する著作権は、当該メンバーに留保されるものとし、かかる成果物の創作または開発に関わったメンバーは当該成果物の利用に際し、著作者人格権を行使しないものとします。メンバーは、共同研究の成果物を、ICJの活動趣旨に則り、当社への申請プロセスを経て、二次的に利用できるものとします。なお、ICJのウェブサイトへの投稿コンテンツの権利については、本規約第13条（ウェブサイトの投稿コンテンツの取扱い）が適用されます。

第13条（ウェブサイトの投稿コンテンツの取扱い）

- (1) ICJのウェブサイトに投稿されたコンテンツは、投稿したメンバー（以下、「投稿者」といいます。）または当該コンテンツの著作権者に著作権が帰属します。当該コンテンツについて、投稿者は、当社に対して日本の国内外で無償かつ非独占的に利用する権利を期限の定めなく許諾（サブライセンス権を含みます）したものとみなします。投稿者は、複数のメンバーによって記述、修正、削除などがなされてひとつの情報が形成されていく機能を提供しているサービスにコンテンツを投稿した場合においては、他のメンバーが自由に改変その他の利用を行うことを認めるものとします。投稿者は、これらのコンテンツの利用に際し、著作権、著作者人格権その他の権利を行使しないことに同意するものとします。
- (2) 投稿者は、著作権法、商標法、および財務情報の開示に関する法律を遵守すること、第三者に対して機密であるコンテンツを投稿しないこと、第三者の同意を得ずに第三者に権利が帰属するコンテンツを投稿しないこと、被写体本人の同意を得ずに人物画像を投稿しないこと、攻撃的または卑猥な言葉や画像およびリンクを投稿しないこと、他者を不快にさせるコンテンツやリンクを投稿しないこと、またはそのようなコンテンツをICJのウェブサイトで作成しないことに同意するものとします。
- (3) 当社は、投稿されたコンテンツやフィードバックまたはリクエストに対して回答する義務を負いません。また、当社は、投稿されたコンテンツに起因して、プログラムコード、機能、ソフトウェア、またはその他の資料を提供する義務も負いません。
- (4) 当社は、投稿されたコンテンツまたはコンテンツの正確性について責任を負いません。投稿者は、投稿したコンテンツについて単独で責任を負うものとします。また、投稿されたコンテンツは、当社の見解や意見を表明するものではなく、当社が支持または推奨するものでもありません。

- (5) 当社は、コンテンツの整合性維持などの正当な目的により、またはコンテンツが本規約に違反している場合は理由の如何を問わず、コンテンツを削除する場合があります。また、当社は、ICJ のウェブサイト監視する権利を留保しますが、義務は負いません。
- (6) 当社は、ICJ のウェブサイトに投稿されたコンテンツを再公開する権利を有し、投稿者は、当社にコンテンツを任意の形式で複製および再公開する権利を明示的に付与するものとします。

第14条（不正行為の報告）

メンバーは、著作権の侵害または不適切な投稿を含む、これらの本規約の違反の疑いを当社が定める通報窓口で報告するものとします。

第15条（プロモーション活動）

ICJ 活動のイベント期間中に当社はプロモーション目的で集合写真を撮ったり、ライブ・ストリーミングを実行したりする場合があります。また、当社のマーケティング活動のために当社および当社の子会社、関連会社から製品、サービス、オフリングに関する情報をお送りさせていただく場合は、別途、所定の手続きにてメンバーの許諾を得るものとします。

第16条（今後の方向性についての責任）

ICJ のウェブサイトにおける当社の製品、ソフトウェア、プログラム、サービス、テクノロジーについての記載は、当社が日本において利用できることを表明するものではありません。記載内容は、市場における機会やその他の要因に基づいて、当社は裁量により変更する可能性があり、製品や機能の可用性を含む将来の方向性を意図するものではありません。当社の将来の方向性に関する記載は、目標や目的のみを表しており、予告なしに変更または撤回することがあります。

第17条（機密情報）

- (1) 当社は、ICJ のウェブサイトにおける機密ディスカッションまたは機密資料を管理するための機密情報を保持する場合があります。ウェブサイトの機密エリアには機密であることを明示し、機密エリアへのアクセスが許可される前に該当する機密保持の同意依頼が提示されます。当社の機密ディスカッションまたは機密資料については、メンバーに対して当社の機密保持に従うことに同意を求めます。当社と第三者との機密ディスカッションまたは機密資料については、相互の機密情報保持への同意を求める場合があります。

- (2) メンバーと当社の間、機密ディスカッションまたは機密資料を管理する既存の機密保持契約が存在する場合、既存の機密保持契約により管理するものとします。
- (3) メンバーにより ICJ のウェブサイトに掲載されたディスカッションまたは資料は原則として機密情報ではないものとみなします。

第18条（免責事項）

当社は、ICJ の活動またはウェブサイトにおけるサービスの提供について、明示的か黙示的かを問わず、知的財産権の侵害、その他の所有権の侵害、サービスの可用性、投稿されたコンテンツの可用性に関することも含め、当社による故意または重過失の場合を除き、メンバーに生じた直接的または間接的な損害（利益の損失、その他の経済的な損害を含む）について責任を負いません。

第19条（損害賠償）

メンバーが本規約に違反したことにより、当社または第三者が損害を被った場合、メンバーは自らの責任と負担において当該損害について賠償を行うものとします。

第20条（準拠法、管轄裁判所）

- (1) 本規約は日本国法に基づいて解釈するものとします。
- (2) メンバーと当社との間で紛争が生じた場合は、メンバーと当社で誠意をもって協議しこれを解決するものとします。
- (3) 裁判により紛争を解決する場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第21条（本規約の変更）

当社は、メンバーの承諾を得ることなく、本規約を変更できるものとします。変更後の本規約は、当社が別途定める場合を除いて、変更後の本規約は、当社が ICJ のウェブサイト上においてかかる変更を反映した規約を表示したされた時点より効力が生じるものとします。

【附則】 本規約は 2020 年 7 月 1 日より施行します。

2020 年 11 月 18 日 改正